○高知県立高等学校学則

平成３年３月１日教育委員会規則第１号

改正

平成４年６月26日教育委員会規則第12号
平成５年９月29日教育委員会規則第16号
平成７年２月10日教育委員会規則第３号
平成９年11月25日教育委員会規則第22号
平成10年２月27日教育委員会規則第２号
平成11年２月19日教育委員会規則第２号
平成11年11月２日教育委員会規則第25号
平成12年５月２日教育委員会規則第12号
平成13年７月31日教育委員会規則第11号
平成15年３月28日教育委員会規則第３号
平成17年４月１日教育委員会規則第12号
平成20年12月９日教育委員会規則第15号
平成21年３月３日教育委員会規則第４号
平成26年３月28日教育委員会規則第８号
平成31年３月29日教育委員会規則第８号
令和５年７月28日教育委員会規則第12号

高知県立高等学校学則をここに公布する。

高知県立高等学校学則

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　学年、学期及び休業日（第５条―第９条）
第３章　教育課程等（第10条―第14条）
第４章　入学、退学、転学、留学及び休学（第15条―第26条）
第５章　授業料、入学料その他の費用徴収（第27条・第28条）
第６章　賞罰（第29条・第30条）
第７章　寄宿舎（第31条）
第８章　通信制の課程に関する特例（第32条・第33条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第８号）第１条第２項の規定に基づき、高知県立高等学校（以下「高等学校」という。）の学則として必要な事項を定めるものとする。

（課程等）

第２条　高等学校の課程、学科及び科については、高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第６号）に定めるところによる。

（修業年限）

第３条　高等学校の修業年限は、次のとおりとする。

（１）　全日制の課程　３年

（２）　定時制の課程　３年以上

（３）　通信制の課程　３年以上

（４）　専攻科　２年

第４条　削除

第２章　学年、学期及び休業日

（学年）

第５条　高等学校の学年は、４月１日から始まり、翌年の３月31日に終わる。

（学期）

第６条　高等学校の学期は、次の３学期とする。

（１）　第１学期　４月１日から８月31日まで

（２）　第２学期　９月１日から12月31日まで

（３）　第３学期　１月１日から３月31日まで

２　前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出て、次の２学期とすることができる。

（１）　前期　４月１日から９月30日まで

（２）　後期　10月１日から翌年の３月31日まで

（休業日）

第７条　高等学校の休業日は、次のとおりとする。

（1）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日

（2）　日曜日

（3）　土曜日

（4）　学年始休業日　４月１日から同月６日までの６日間

（5）　夏季休業日　７月20日から８月31日までの43日間

（6）　冬季休業日　12月25日から翌年の１月７日までの14日間

（7）　学年末休業日　３月20日から同月31日までの12日間

２　校長は、教育上必要があるときは、前項第４号から第７号までの規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、当該各号の休業日について、当該各号の休業日の期間を合算した日数の範囲内で、その時期を変更し、又はその期間を増減することができる。

３　第１項第１号から第３号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

４　第１項第４号から第７号までに掲げる休業日において特別の必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

５　前条第２項の規定による高等学校にあっては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、第１項第４号から第７号までに掲げる休業日の期間を合算した日数の範囲内で、別に秋季休業日を置くことができる。

（繰替授業）

第８条　校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と休業日とを繰り替えることができる。

（非常変災等による臨時休業）

第９条　校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長は、その事由及び期間を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第３章　教育課程等

（教育課程）

第10条　高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領（平成30年３月文部科学省告示第68号）及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第７号）に定めるところによる。

（単位の認定）

第11条　校長は、生徒が各高等学校が定める指導計画に従って教科及び科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足することができると認められるときは、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定するものとする。

（学年の課程の修了）

第12条　校長は、生徒の平素の成績を評価して、高等学校（単位制による課程を除く。）の学年の課程の修了を認定するものとする。

２　前項の場合において、学年の課程の修了を認められない者については、原級に留め置くことができる。

（全課程の修了）

第13条　校長は、生徒が各高等学校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業又は修了を認定するものとする。

（卒業証書等）

第14条　校長は、前条の規定により卒業又は修了を認定した者に対して、卒業証書（別記第１号様式又は別記第１号様式の２）又は終了証書（別記第２号様式又は別記第２号様式の２）を授与するものとする。

２　校長は、必要があるときは、単位修得証明書を交付することができる。

第４章　入学、退学、転学、留学及び休学

（入学者の選抜）

第15条　高等学校に入学を希望する者の出願資格、入学定員、出願手続等入学者の選抜については、高知県立高等学校入学志願者取扱要項に定めるところによる。

（入学）

第16条　高等学校に入学を許可された者は、校長が定めた期日までに保護者及び保証人と連署した誓約書（別記第３号様式）を校長に提出しなければならない。

２　前項の保証人は、成年者で独立の生計を営む者とする。

（保護者及び保証人の変更等）

第17条　保護者若しくは保証人に変更があったとき又は生徒、保護者若しくは保証人が転居若しくは氏名を変更したときは、生徒は、速やかに校長に届け出なければならない。

（編入学）

第18条　高等学校に編入学を希望する者は、保護者と連署した編入学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

２　校長は、編入学を希望する者が相当年齢に達し、相当の学力があると認められるときは、編入学を許可することができる。

（退学）

第19条　生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

（転学等）

第20条　生徒が転学し、又は転籍しようとするときは、保護者と連署した転学許可願又は転籍許可願にその理由を記載して、校長に提出しなければならない。

２　前項の転学の願い出があったときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書、単位修得証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

３　校長は、教育上支障がないときは、転学又は転籍を許可することができる。

４　生徒が転学先の入学許可を受けたときは、校長は、指導要録の写し、生徒が入学したときに送付された指導要録の抄本その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

（留学）

第21条　生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

（休学）

第22条　生徒が病気その他やむを得ない理由で３月以上出席することができないときは、保護者と連署した休学願にその理由を記載して、校長に願い出ることができる。ただし、病気による休学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

２　校長は、前項の願い出があったときは、３月以上１年以内の範囲で休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、所定の手続を経て、更に１年を限度として延長することができる。

（休学の取消し）

第23条　前条第２項の規定により休学を許可された生徒が３月までの間に休学の理由がなくなったときは、その理由を記載し、保護者と連署して校長に届け出なければならない。

２　校長は、前項の届出があったときは、休学の許可を取り消すものとする。

（復学）

第24条　休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者と連署した復学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

（除籍）

第25条　校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒については、除籍することができる。

（１）　授業料納付の義務を怠った者

（２）　休学の期間が満了して復学しない者

（３）　死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

（聴講生の特例）

第26条　定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長は、教育上支障がないときは、当該定時制の課程又は通信制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者の聴講を許可することができる。

２　前項の聴講生の取扱いについては、校長が定め、教育委員会に届け出なければならない。

第５章　授業料、入学料その他の費用徴収

（授業料等）

第27条　授業料、入学料、入学手数料及び受講料については、高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第７号）に定めるところによる。

（弁償）

第28条　校長は、生徒が故意又は過失により高等学校の設備等を損傷し、又は亡失したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

第６章　賞罰

（表彰）

第29条　校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

（懲戒）

第30条　校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

２　前項の懲戒のうち、訓告、停学及び退学は、校長が行う。

３　停学は、１月を超えないものとする。

４　退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）　正当の理由がなくて出席常でない者

（４）　高等学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

５　校長は、退学又は重要若しくは異例な懲戒を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第７章　寄宿舎

（寄宿舎）

第31条　寄宿舎に関し必要な事項は、校長が定める。

第８章　通信制の課程に関する特例

（適用区域）

第32条　通信制の課程で行う教育は、高知県に住所を有する者に対して行うものとする。ただし、教育委員会の承認を得た者については、この限りでない。

（通信制の課程の特例）

第33条　通信制の課程については、この規則に定めるもののほか、高知県立高等学校の通信教育に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第２号）に定めるところによる。

２　第５条、第７条から第９条まで及び第12条の規定は、通信制の課程に適用しない。

附　則

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年６月26日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成４年９月１日から施行する。

附　則（平成５年９月29日教育委員会規則第16号）

（施行期日）

１　この規則は、平成５年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の各規則に規定する様式については、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、平成７年３月31日までの間は、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成７年２月10日教育委員会規則第３号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成９年11月25日教育委員会規則第22号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成10年２月27日教育委員会規則第２号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成11年２月19日教育委員会規則第２号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年11月２日教育委員会規則第25号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。ただし、第７条第１項第３号の改正規定は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成12年５月２日教育委員会規則第12号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成13年７月31日教育委員会規則第11号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成13年８月１日から施行する。（後略）

附　則（平成15年３月28日教育委員会規則第３号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月１日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年12月９日教育委員会規則第15号抄）

（施行期日）

１　この規則中（中略）附則第３項の規定は平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月３日教育委員会規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月28日教育委員会規則第８号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日教育委員会規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成34年４月１日から施行する。

附　則（令和５年７月28日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第１号様式（第14条関係）

卒業証書

校印

氏名

年月日生

何に関する学科（何科）

頭書の課程を修め卒業したことを証する

年月日

学校長　氏名　印

割印

第　号

備考　普通科にあっては「何に関する学科（何科）」欄に普通科と書く。

第１号様式の２（第14条関係）

卒　業　証　書

校印

氏　　　名

年　　月　　日生

何に関する学科（何科）

頭書の課程を修め卒業したことを証する

年　　月　　日

学校長　氏　　名　㊞

割印

第　号

備考　普通科にあっては「何に関する学科（何科）」欄に普通科と書く。

第２号様式（第14条関係）

修了証書

校印

氏名

年月日生

専攻科（何科）

頭書の課程を修了したことを証する

年　月　日

学校長　氏　　名　印

割印

第　号

第２号様式の２（第14条関係）

修　　了　　証　　書

校印

氏　　　　名

年　　月　　日生

専攻科（何科）

頭書の課程を修了したことを証する

年　　月　　日

学校長　氏　　名　㊞

割印

第　号

第３号様式（第16条関係）

誓　　　約　　　書

年　　月　　日

高知県立　　高等学校長　様

貴校に入学した上は、高知県教育委員会及び貴校の定める規則、規程等に従い、高等学校の生徒としての本分を守ることを誓約します。

生徒　住所

ふりがな
氏名

生年月日　　　　　年　　月　　日

上記生徒が貴校に入学した上は、高知県教育委員会及び貴校の定める規則、規程等に上記生徒を従わせること、授業料等の納入について上記生徒と連帯して履行すること並びに上記生徒の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓約します。

保護者　住所

ふりがな
氏名

生徒との続柄（又は関係）

上記生徒が貴校に入学した上は、上記生徒が高等学校の生徒としての本分を守ることを保証します。

保証人　住所

ふりがな
氏名

生徒との続柄（又は関係）